

◎茨城県人事行政の運営等の状況の公表

茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年茨城県条例第2号）の規定に基づき、茨城県の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和7年9月30日

茨城県知事 大井川 和彦

1 職員の任用の状況

(1) 採用・退職者数の状況

ア 採用者数の状況

区分	R6.4.1～R7.3.31採用者数（人）				
	試験採用	選考採用	選考採用の内障害者数	再任用	計
一般職員	259	141	5	119	519
教育職員	0	1,023	0	95	1,118
警察職員	155	1	0	2	158
合計	414	1,165	5	216	1,795

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

※4 国・市町村からの割愛による者は除きます。

※5 大学教員、ローテーション医師、任期付職員は除きます。

※6 再任用は、任期の更新を含みません。

イ 退職者数の状況

区分	R6.4.1～R7.3.31退職者数（人）				計
	定年	勸奨	再任用満了	その他	
一般職員	126	41	184	242	593
教育職員	442	91	373	549	1,455
警察職員	29	11	20	62	122
合計	597	143	577	853	2,170

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

※4 国・市町村への割愛による者は除きます。

※5 大学教員、ローテーション医師、任期付職員は除きます。

※6 「その他」の欄の数、自己都合、死亡等により退職した者の数を含みます。

(2) 職員数の状況

区 分	職員数 (人)			会計年度任用職員 (フルタイム) 数 (人)		
	R6. 4. 1	R7. 4. 1	対前年増減数	R6. 4. 1	R7. 4. 1	対前年増減数
一般部門	6,707	6,692	△ 15	22	23	1
教育部門	22,041	21,954	△ 87	0	0	0
警察部門	5,445	5,434	△ 11	0	0	0
合 計	34,193	34,080	△ 113	22	23	1

※1 職員数は、常勤の職員で、休職者・派遣職員を含みます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、病院局、企業局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

## 2 人事評価の状況

区 分	概 要
一般部門	<p>地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力評価 被評価者の標準的な職に応じた評価項目及び行動並びに着眼点により評価を行う。</p> <p>(1) 基準日 9月30日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 業績評価 評価期間の開始に際し、業務に関する目標等果すべき役割を確定させ、目標及び成果水準の達成について評価を行う。 [技能労務職員等以外]</p> <p>(1) 基準日 9月30日現在及び3月31日現在 (2) 評価期間 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで [技能労務職員等]</p> <p>(1) 基準日 2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p>
教育部門	<p>[一般職員] 一般部門に同じ。</p> <p>[教育職員] 地方公務員法第23条の2第1項に基づき、教職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力面の評価 評価に当たっての着眼点及びその主な具体例により評価を行う。</p> <p>(1) 基準日 毎年度2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 達成度の評価 自己目標を設定し、自己目標の達成度により評価を行う。</p> <p>(1) 基準日 毎年度2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p>
警察部門	<p>地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力評価 被評価者の標準的な職に応じた評価項目及び行動並びに着眼点により評価を行う。</p> <p>(1) 基準日 11月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 業績評価 評価期間の開始に際し、業務に関する目標等果すべき役割を確定させ、目標及び成果水準の達成について評価を行う。</p> <p>(1) 基準日 9月30日及び3月31日現在 (2) 評価期間 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで</p>

- ※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。
- ※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。
- ※3 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

### 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	茨 城 県		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職	330,542 円	416,875 円	41.5 歳 月
技 能 労 務 職	305,014	347,991	58.3
小・中学校教育職	360,490	412,264	41.4
高等学校教育職	378,483	437,903	44.4
警 察 職	347,650	464,601	38.4

※1 給与月額とは、月々支給される給料及び職員手当（期末・勤勉手当、退職手当、寒冷地手当を除く。）の合計額をいいます。

※2 一般行政職とは、警察職・小中学校教員職・高等学校教育職及び技能労務職など以外の職員をいいます。

※3 技能労務職とは、現業職給料表適用者をいいます。

※4 小中学校教育職とは、教育職給料表（三）の適用者をいいます。

※5 高等学校教育職とは、教育職給料表（二）の適用者をいいます。

※6 警察職とは、公安職給料表適用者をいいます。

#### (2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	学 歴	金 額 (円)
一 般 行 政 職	大学卒	225,600
	高校卒	194,500
技 能 労 務 職	高校卒	192,500
小・中学校教育職	大学卒	252,000
	短大卒	235,100
高等学校教育職	大学卒	252,000
	短大卒	230,800
警 察 職	大学卒	257,900
	高校卒	230,400

#### (3) 経験年数別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	全学歴	276,797 円	309,737 円	354,531 円
技 能 労 務 職	全学歴	—	—	—
小・中学校教育職	全学歴	334,028	366,510	391,359
高等学校教育職	全学歴	339,579	369,797	400,606
警 察 職	全学歴	302,756	339,064	382,601

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(4) 職員手当の状況（主なもの）（令和7年4月1日現在）

区分		概要									
期末手当 勤勉手当 (R7年度)	期末手当	6月期 1.25月分 (0.7月分)					勤勉手当 1.05月分 (0.5月分)				
	勤勉手当	12月期 1.25月分 (0.7月分)					1.05月分 (0.5月分)				
	(R7年度)	計 2.5月分 (1.4月分)					2.1月分 (1.0月分)				
( ) 内は再任用職員に係る支給割合											
退職手当 (R7年度)	(支給率)	自己都合					勸奨・定年				
	勤続20年	19.6695月分					24.586875月分				
	勤続25年	28.0395月分					33.27075月分				
	勤続35年	39.7575月分					47.709月分				
	最高限度額	47.709月分					47.709月分				
(調整額)											
職員の在職期間のうち、職務の級等が高い方から5年分(60月分)の調整月額(21,700円～78,750円)を合計した額により算出する。											
【その他経過措置】											
定年前早期退職特例措置(45～59歳対象 3%～45%加算)											
地域手当 (R7年4月 1日現在)	支給対象地域	東京都特別区	小平市	府中市	立川市 さいたま市 千葉市	下野市	金沢市	新潟市 福井市	県内地域 (水戸市・つくば市)	県内地域 (水戸市・つくば市以外)	医師、歯科医師 (全域)
	支給率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		20	16	15	14	5	3	2	8	6	16
特殊勤務手当 (R6年度)			手当の名称		支給対象職員			主な支給対象業務			左記職員に対する支給単価
	代表的な 手当の 名称	支給 額の 多い 手当	1	教員特殊業務手当	小学校等に勤務する職員			学校の管理下において行う緊急の業務で非常災害時の児童、生徒の保護又は緊急の防災、復旧の業務等			月額2,250円～8,000円
			2	警察業務手当	警察本部、警察署に勤務する職員			警察職員が行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等			月額250円～5,500円
			3	教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する職員			教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導、助言に当たる教務主任等の業務			月額200円
			4	夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員			深夜に正規の勤務として行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等			勤務1回410円～1,100円
			5	県税業務手当	税務課、県税事務所等に勤務する職員			県税に関する業務等			月額320円～740円
	多くの職員に支給されている 手当		1	教員特殊業務手当	小学校等に勤務する職員			学校の管理下において行う緊急の業務で非常災害時の児童、生徒の保護又は緊急の防災、復旧の業務等			月額2,250円～8,000円
			2	警察業務手当	警察本部、警察署に勤務する職員			警察職員が行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等			月額250円～5,500円
			3	夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員			深夜に正規の勤務として行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等			勤務1回410円～1,100円
			4	教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する職員			教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導、助言に当たる教務主任等の業務			月額200円
5			家畜等取締り手当	畜産センター等に勤務する職員、鳥インフルエンザ等蔓延防止に係る防疫作業に従事した職員			種雄牛又は種雄豚の自然交配の準備作業、鳥インフルエンザ等蔓延防止のため防疫作業等			月額230円～4,000円	
扶養手当 (R7年4月 1日現在)	・配偶者						3,000円 (行政職8級相当以上は0円)				
	・子	1人につき					11,500円				
	・配偶者・子以外の扶養親族	1人につき					6,500円 (行政職8級相当以上は3,500円)				
※扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子											
					1人につき			5,000円加算			

住居手当 (R7年4月 1日現在)	・借家の場合(家賃16,000円を超える場合に限る。) 家賃の額に応じて28,000円限度に支給
通勤手当 (R7年4月 1日現在)	・電車・バスを利用する場合 6箇月定期の価額を基本として1箇月当たり150,000円まで支給 ・乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,300円～55,000円を支給 ・通勤距離等を勘案し、新幹線、特急、高速道路の利用が認められる場合、上限(15万円)の範囲内で、その利用に係る料金等の実費額又は2分の1の額を支給
時間外勤務手当 (R7年4月1 日現在)	正規の勤務時間の外に勤務することを命じられた職員に、その勤務した時間数に応じて1時間当たりの給与額に100分の125から100分の175の範囲内の割合を乗じて得た額

※ 会計年度任用職員(フルタイム)は、扶養手当及び住居手当が支給されません。

(5) 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

ア 給料・議員報酬等

区分	給料・議員報酬の月額 (令和7年4月1日現在)		期末手当 (令和7年度支給割合)
知事	給 料	円 1,340,000	6月期 1.725月分
副知事		1,080,000	
議長	議 員 報 酬	1,010,000	12月期 1.725月分
副議長		900,000	
議員		850,000	
			計 3.45月分

イ 退職手当

退職手当	(算定方式)			(1期の手当額)	(支給時期)
	知事	給料月額×在職月数×	0.56	36,019,200円	原則、退職時
副知事	給料月額×在職月数×	0.42	21,772,800円	原則、退職時	

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額をいいます。

(6) 勤務時間（令和7年4月1日現在）

ア 一般職員の勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 一般職員の休憩時間 午後0時から午後1時まで

※特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、上記とは異なります。

(7) 休暇（令和7年4月1日現在）

年次休暇	1月1日に在職する職員に対して、1年につき20日
療養休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間（上限90日（悪性新生物の場合にあつては180日））
特別休暇	職員が下記の事由等により勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間 ア 災害により交通が遮断された場合等 イ 災害により現住居が滅失又は破壊された場合 ウ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 エ 出産する場合 オ 配偶者が出産する場合 カ 生後満1年6月に達しない子を育てる場合 キ 子、父母及び配偶者等を看護する場合 ク 生理のため勤務することが困難な場合 ケ 親族が死亡した場合 コ 結婚する場合 サ 骨髄移植のための骨髄提供を行う場合 シ 成分献血を行う場合 ス 永年にわたって勤続した場合 セ 自発的に報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合 ソ 夏季において心身の鍛練・元気回復を図る場合 タ 親族を介護する場合

(会計年度任用職員（フルタイム）の場合)

年次休暇	6月以上継続勤務した場合は、勤続年数に応じ1年につき10日～20日（全勤務日の8割以上を出勤した者に限る。）※初めて採用された会計年度任用職員については採用日に5日を先に付与。
療養休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間（上限10日）
特別休暇（一部）	職員が下記の事由等により勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間 ア 災害により交通が遮断された場合等 イ 災害により現住居が滅失又は破壊された場合 ウ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 エ 生後満1年6月に達しない子を育てる場合 オ 生理のため勤務することが困難な場合 カ 親族が死亡した場合 キ 結婚する場合 ク 夏季において心身の鍛練・元気回復を図る場合

#### 4 職員の休業及びサービスの状況

##### (1) 育児休業承認状況

育児休業の承認期間の状況（令和6年度の新規承認者）

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
一般部門	157	68	37	23	14	3	12
教育部門	487	103	110	90	80	53	51
警察部門	104	49	12	7	6	2	28
合 計	748	220 (29.4%)	159 (21.3%)	120 (16%)	100 (13.4%)	58 (7.8%)	91 (12.2%)

※1 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで育児休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、育児休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 （ ）内の数字は、育児休業取得者数に占める割合です。

##### (2) 自己啓発等休業の承認期間の状況（令和6年度の新規承認者）

区 分	自己啓発等休業 取得者数 (人)	自己啓発等休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下
一般部門	1	0	1	0
教育部門	0	0	0	0
警察部門	0	0	0	0
合 計	1	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)

※1 地方公務員法第26条の5に基づき、職員は、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うため、3年を限度に自己啓発等休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、自己啓発等休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 （ ）内の数は、自己啓発等休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(3) 配偶者同行休業の承認期間の状況（令和6年度の新規承認者）

区 分	配偶者同行休業 取得者数 (人)	配偶者同行休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
一般部門	1	0	0	1
教育部門	8	1	4	3
警察部門	0	0	0	0
合 計	9	1 (11.1%)	4 (44.4%)	4 (44.4%)

※1 地方公務員法第26条の6に基づき、職員は、外国に勤務等をする配偶者と生活を共にするため、3年を限度に配偶者同行休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、配偶者同行休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 （ ）内の数は、配偶者同行休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(4) 大学院修学休業の承認期間の状況（令和6年度の新規承認者）

区 分	大学院修学休業 取得者数 (人)	大学院修学休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年間	2年間	3年間
教育部門	0	(-)	(-)	(-)

※1 教育公務員特例法第26条に基づき、公立の小学校等の教諭等は、大学院の課程等に在学してその課程を履修するため、3年を超えない範囲内で年を単位として大学院修学休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、大学院修学休業の期間中は支給されません。

※2 教育部門は、県立学校、小中学校等に勤務する教諭等をいいます。

※3 （ ）内の数は、大学院修学休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(5) 介護休暇の承認期間の状況（令和6年度の新規承認者）

区 分	介護休暇 取得者数 (人)	介護休暇承認期間ごとの内訳（人）					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
一般部門	5	2	1	1	0	0	1
教育部門	26	20	0	3	0	0	3
警察部門	0	0	0	0	0	0	0
合 計	31	22 (71%)	1 (3.2%)	4 (12.9%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (12.9%)

※1 他に介護する者がいない疾病、負傷その他の事由により常時介護を必要とする配偶者、一親等の親族又は生計を一にする親族を介護する場合、職員は、90日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間介護休暇を取得することができます。給与（給料及び諸手当）は、介護休暇を取得した期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 （ ）内の数は、介護休暇承認者合計数に占める割合を表しています。

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和6年度）

区 分		降 給	降 任	休 職	免 職	合 計
①勤務実績が良くない場合	一般部門	/	0	/	0	0
		/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
②心身の故障の場合 (職員の精神又は肉体に故障があり職務に支障を生じる場合)	一般部門	/	0	294	0	294
	教育部門	/	0	205	0	205
	警察部門	/	0	107	0	107
	小 計	/	0	606	0	606
③職に必要な適格性を欠く場合 (素質、能力、性格等に基 因してその職務の円滑な遂 行に支障がある場合)	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
④職制、定数の改廃、予算 の減少により廃職、過員を 生じた場合	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
⑤刑事事件に関し起訴され た場合	一般部門	/	/	0	/	0
	教育部門	/	/	1	/	1
	警察部門	/	/	0	/	0
	小 計	/	/	1	/	1
⑥条例で定める事由による場 合 (大学等において職務の遂行 に関連がある上位の資格取得 や調査、研究に従事する場合 又は災害により生死不明又は 所在不明となった場合)	一般部門	/	/	0	/	0
	教育部門	/	/	0	/	0
	警察部門	/	/	0	/	0
	小 計	/	/	0	/	0
合 計	一般部門	0	0	294	0	294
	教育部門	0	0	206	0	206
	警察部門	0	0	107	0	107
	小 計	0	0	607	0	607

※1 分限処分とは、公務の能率の維持の目的から、勤務成績が良くない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反して降任又は免職等の処分をすることをいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

## (2) 懲戒処分者数（令和6年度）

区 分		戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
①給与・任用に関する不正 （諸給与の不正領得の場合等）	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	6,692	1	0	0	6,693
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	6,692	1	0	0	6,693
②一般服務違反関係 （職務命令違反、守秘義務違反の場合等）	一般部門	0	1	0	0	1
	教育部門	4	7	3	0	14
	警察部門	0	1	0	0	1
	小 計	4	9	3	0	16
③一般非行関係 （傷害・暴行の刑法違反の場合等）	一般部門	1	1	0	0	2
	教育部門	0	1	2	3	6
	警察部門	1	0	0	0	1
	小 計	2	2	2	3	9
④収賄等関係	一般部門	0	0	0	1	1
	教育部門	0	0	1	1	2
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	1	2	3
⑤道路交通法違反	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	3	1	0	4
	警察部門	0	1	0	0	1
	小 計	0	4	1	0	5
⑥管理監督責任	一般部門	1	0	0	0	1
	教育部門	14	5	0	0	19
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	15	5	0	0	20
合 計	一般部門	2	2	0	1	5
	教育部門	6,710	17	7	4	6,738
	警察部門	1	2	0	0	3
	小 計	6,713	21	7	5	6,746

※1 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることをいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

## 6 再就職状況

区分	再就職者の氏名	離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位
一般部門	山本 辰夫	自転車競技事務所長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(一財) 茨城県科学技術振興財団	科学技術振興に関する事業	つくばサイエンス・アカデミー課長
	中村 浩	県北県民センター長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(株) 常陽銀行	金融業	参事役
	三富 健史	鹿行県民センター長	R7. 3. 31	R7. 7. 1	(公社) 茨城県青少年育成協会	青少年の健全育成等に関する事業	事務局長
	堀江 博	県西県民センター環境・保安課長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(公社) 茨城県測量・建設コンサルタント協会	測量設計に関する調査研究、測量設計業務の改善等	事務局長
	河原井 淳	県西県民センター次長兼県民福祉課長	R7. 3. 31	R7. 6. 1	(一社) 茨城県産業資源循環協会	会員産業廃棄物処理業者への相談・指導、教育・研修等	常務理事兼事務局長
	田崎 俊一	管財課長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	茨城県教職員互助会	教職員福利厚生	事務局長
	海老根光浩	水戸県税事務所長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	茨城県道路公社	地方道路公社法に基づく有料道路の新設及び維持管理業務	理事兼業務部長
	服部 和文	統計課長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(社福) 尚生会	社会福祉事業	事務局長
	北村 孔敬	政策企画部長	R7.3.31	R7. 6. 16	(公財) 茨城県総合健診協会	各種健診事業等	副会長
	橋本 慎	政策企画部水政対策監	R7. 3. 31	R7. 4. 1	茨城租税債権管理機構	市町村税滞納事案の引受けによる財産差押、公売等	事務局長
	海老根 功	消費生活センター長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(社福) 恩賜財団済生会支部茨城県済生会水戸済生会総合病院	医療業	事務部次長
	山崎 剛	防災・危機管理部長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	茨城県町村会	町村行政の連絡調整等	常務理事兼事務局長
	永富 鏡子	保健政策課付	R7. 3. 31	R7. 4. 2	茨城県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度の運営	事務局長
	柴 義則	県立医療大学事務局長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(社福) 恩賜財団済生会支部茨城県済生会龍ヶ崎済生会病院	医療業	事務部長
	埴 清美	薬務課長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	茨城県国民健康保険団体連合会	保健師の研修事業、健康づくり事業の支援、健康づくりの調査等	従業員
	根本 栄一	福祉相談センター長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	ひたちなかSS (株) ENEOS ジェネレーションズ	小売業	従業員
	清水 伸	長寿福祉課主査	R7. 3. 31	R7. 4. 1	高萩市商工会	小規模事業者のための経営支援等	事務局長
	原田 勝利	障害福祉課付	R7. 3. 31	R7. 4. 1	茨城県社会福祉事業団	医療業	県立あすなろの郷病院院長
富田 悟	立地推進部長	R7. 3. 31	R7. 7. 1	(公財) 茨城県開発公社	土地開発事業、宿泊施設事業、水道事業等	専務理事	

富田 悟	立地推進部長	R7. 3. 31	R7. 7. 1	茨城県土地開発公社	公共用地先行取得等	専務理事
綿引 伸一	産業技術イノベーションセンター長	R7. 3. 31	R7. 7. 1	(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構	県内企業の海外展開等の支援	常務理事兼事務局長
鴨川 修	農林水産部長兼農業総合センター長	R7. 3. 31	R7. 6. 24	(株) 茨城県中央食肉公社	牛、豚等のと畜解体処理及び食肉市場開催	代表取締役副社長
大高 幹夫	県北農林事務所長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	日本赤十字社水戸赤十字病院	医療業	事務部長
山藤 郁夫	鹿行農林事務所長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(公財) 那珂川沿岸土地改良基金協会	那珂川沿岸土地改良事業の推進等	常務理事
植田 稔宏	県西農林事務所次長兼企画調整部門長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構 中日本農業研究センター	開発品種、技術の現地実装支援と都道府県との研究連携業務	特定任期付職員(農業コミュニケーター)
入野 達之	農業経営課農業推進専門監	R7. 3. 31	R7. 4. 1	茨城県農業協同組合中央会	県内JAの経営管理、営農指導支援	県営農業支援センター農業企画室長
細貝 浩	林業課主査	R7. 3. 31	R7. 4. 1	茨城県木材協同組合連合会	林産(木材、製材)に関する事業	事務局長
菊田 功	農業総合センター農業大学校長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	茨城県農機具商業協同組合	農機具部品の協同購買事業、中古農機具の販売等	専務
林 利家	土木部長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(株) 茨城ポートオーソリティ	港湾管理運営業務	代表取締役社長
石川 昭	土木部次長兼総括技監	R7. 3. 31	R7. 4. 1	茨城県道路公社	有料道路の建設及び管理運営	理事長
山田 道雄	水戸土木事務所首席検査監	R7. 3. 31	R7. 4. 1	開発虎ノ門コンサルタント(株)	建設コンサルタント業、測量業、地質調査業、労働者派遣事業	技術顧問
柳岡 隆	常陸大宮土木事務所長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(一財) 茨城県建設技術管理センター	建設資材試験と調査研究、建設副産物のリサイクル	常務理事
會澤 英明	常陸大宮土木事務所次長兼道路整備課長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(社法) 茨城県造園建設業協会	土木建設業	専務理事
堀江 義明	常陸大宮土木事務所大子工務所長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(株) コスモ計測	土木測量・建設コンサルタント	技術顧問
鈴木 敬	常陸太田工事事務所長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	川崎地質(株)	地質調査業	技師長
小山田拓児	常陸太田工事事務所副参事兼次長兼契約用地課長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	栄友コンサルタント(株)	用地補償調査業	執行役員
飛田 貢	高萩工事事務所長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	セントラルコンサルタント(株)	建設コンサルタント業	顧問
朝日 光昭	潮来土木事務所長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(株) 東日本建設コンサルタント	設計測量業	営業部 専門官(茨城県)
君山 浩一	潮来土木事務所技佐兼次長兼道路整備課長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(株) 広和設計	測量全般、調査各種、補償コンサルタント、土木設計全般	調査役

井上 和則	圏央道沿線整備推進監兼竜ヶ崎工事事務所長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(株) 茨城ポートオーソリティ	茨城港湾の管理運営業務	取締役兼企画・振興室長
栗林 俊一	土浦土木事務所長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(公財) 茨城県開発公社	土地開発事業、宿泊施設事業、水道事業等	常務理事
栗林 俊一	土浦土木事務所長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	茨城県土地開発公社	公共用地先行取得等	副理事長
磯 忠男	筑西土木事務所技佐兼次長兼道路整備課長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	三和コンクリート工業(株)	製造業	茨城営業所技術部長
藤 俊一	流域下水道事務所次長兼工務課長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	茨城県道路公社	国、地公公共団体等の委託に基づく道路管理	調査役
野中 伸一	茨城港湾事務所長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	富美通信興業(株)	上下水道関連資材の販売	顧問
山田 陽一	建築指導課長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(一財) 茨城県住宅管理センター	公営住宅等の管理業務	理事長
柏谷 聡	検査指導課首席検査監	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(株) 水文環境	河川・海岸及び砂防に関するコンサルタント業	技術顧問
大森 智	検査指導課首席検査監	R7. 3. 31	R7. 4. 1	東京ガス(株)	ガス事業	茨城支社顧問
矢部 英雄	会計管理者	R7. 3. 31	R7. 6. 30	茨城県中小企業団体中央会	中小企業連携組織の支援	専務理事
下山田義弘	議会事務局長	R7. 3. 31	R7. 6. 26	鹿島臨海鉄道(株)	運輸業	代表取締役副社長
横山 公亮	議会事務局議事課長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(一財) 消防試験研究センター	消防法に基づく危険物取扱者及び消防設備士に係る資格試験の実施等	茨城県支部長
松崎 達人	監査委員事務局長	R7. 3. 31	R7. 6. 23	(一財) 茨城県環境保全事業団	廃棄物処理業	理事長
松山 和規	労働委員会事務局長	R7. 3. 31	R7. 5. 26	(一社) 茨城県建設業協会	建設業に関する調査研究、研修、啓発等	専務理事
鈴木 和宏	企業局総務課副参事	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(一財) 茨城県住宅管理センター	茨城県営住宅等の管理業務	水戸センター長
小藪江 実	企業局次長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(一財) 茨城県建設技術管理センター	建設材料の品質試験及び調査研究等	専務理事
岩崎 英雄	鹿行水道事務所長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(株) 日水コン	建設コンサルタント業	調査役
中嶋 淳	水質管理センター長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(公財) 茨城県開発公社	土地開発事業、宿泊施設事業、水道事業等	副参事兼水質管理事業所長
宇留野茂雄	企業局施設課首席検査監	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(公財) 茨城県開発公社	土地開発事業、宿泊施設事業、水道事業等	業務課水道施設管理監
佐藤 雅士	県立こころの医療センター副院長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	秋元病院	医療業	医師
駒田 達也	県北県民センター県民福祉課地域福祉室主査	R7. 6. 30	R7. 7. 1	(一社) 茨城県心身障害者福祉協会	心身障害児者に対する福祉サービスの向上及び支援の強化に関する事業等	事務局長

教育部門	内桶 博仁	教育研修センター所長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	公益財団法人茨城県教育財団	教育施設の管理運営等	常務理事兼県立歴史館副館長
	小田部 修一	茨城県立図書館長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	公益財団法人茨城県スポーツ協会	教育体育施設の管理運営等	堀原運動公園管理事務所長
	辻 武晴	竹園高等学校	R7. 3. 31	R7. 4. 1	常磐大学	教育関係業務	常任理事
	新井 智子	境高等学校	R7. 3. 31	R7. 4. 1	社会福祉法人森戸福祉会認定こども園はなぶさ	社会福祉事業	園長代理
警察部門	古橋 英雄	人身安全少年統括官	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(一財)茨城県交通安全協会	交通安全事業	事務局長
	松代 栄一	土浦警察署長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	東日本電信電話(株)	電気通信事業	茨城支店渉外担当調査役
	杉田 和輪	刑事部参事官兼組織犯罪対策第一課長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	筑波大学附属病院	医療事業	専門員
	川崎 正明	行方警察署長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	損害保険料率算出機構	自賠責保険金、共済金請求事案に係る損害調査業務	関越本部長付調査役
	笹本 一夫	科学捜査研究所長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	三井住友海上火災保険(株)	損害保険業	損害サポート顧問
	鈴木 健靖	稲敷警察署長	R7. 3. 31	R7. 4. 2	常陸太田市役所	地方公務	危機管理監
	田山 和徳	結城警察署長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(株)たいよう共済	制度保険及び各種損害保険の代理店業務	副支店長
	茂木 敏夫	生活環境課長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	キャノン(株)取手事業所	各種光学機械器具の製造及び販売等	主席
	山中 二志男	桜川警察署長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	日本原子力発電(株)	原子力発電の建設等	警備長
	長塚 憲章	筑西警察署長	R6. 3. 31	R7. 7. 1	関彰商事(株)	卸・小売業	渉外担当
	植竹 彰	牛久警察署副署長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	イオンリテール(株)	総合小売業	保安マネージャー
	鈴木 雅広	警務部参事兼会計課長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	学校法人茨城	学校教育	事務局長
	松葉 君夫	厚生課長	R7. 3. 31	R7. 4. 1	日新火災海上保険(株)	損害保険業	顧問
	長池 孝	厚生課理事官	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(株)竜ヶ崎自動車教習所	自動車運転免許教習業務	高齢者講習指導員
山田 亨	水戸警察署副参事	R7. 3. 31	R7. 4. 1	(株)たいよう共済	制度保険及び各種損害保険の代理店業務	次長	

※1 再就職者とは、職員の退職管理に関する条例（平成28年茨城県条例第6号）第3条に基づく届出をR6. 8. 1～R7. 7. 31に行った者をいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

7 職員の研修の状況（令和6年度）

職員に対する主な研修は、「自治研修所」、「教育研修センター」及び「警察学校」で行われている。

区分	概要	受講者数（延べ）
一般職員	職務の遂行に必要な知識と技能を修得するための一般研修（職層ごと）と職務の遂行に必要な能力・資質等を向上させることを目的とした特別研修を自治研修所において行っている。 一般研修は、新規採用職員研修、主事・技師研修等9課程を実施し、特別研修は、公務員のためのデザイン講座、データサイエンス講座等32課程を実施した。	2,112人 ※修了者数
教育職員	職務上又は本人の希望に基づいて、経験年数、職能、担当教科等を踏まえ、教職員としての専門的資質の向上を図ることを目的とした研修を教育研修センターで行っている。 基本研修40講座、専門研修72講座、特別研修として長期研修（内地留学）を実施した。	31,540人
警察職員	警察学校において、各級警察職員の能力向上のため、採用時、昇任時に教育を実施したほか、実務能力の強化を目的として専門的な知識と技能を習得させるための各種研修を実施した。※警察大学校及び関東管区警察学校等の教養を含む。	1,335人

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利（令和6年度）

地方公務員法第42条の規定に基づき、心身ともに健康であり職務遂行が安心してできる組織環境を構築していくため、県・共済組合・互助団体により職員の健康管理、福利厚生等の事業を計画的に実施している。

区分	事業	実施項目	参加者数又は受診者数	事業主体
一般部門	ライフプラン確立の支援	ライフプランセミナーの開催(年1回開催)	182人	県
		ライフプラン講習会の開催(年4回開催)	115人	県
		ライフプラン相談の実施	177人	県
	健康保持・増進の支援	健康づくり教室の開催(年2回開催)	59人	県・共
	各種健康診断の実施	定期健康診断	3,675人	県
		特定年齢(45歳)心とからだの健康診断	100人	県
		胸部精密検査	0人	県
		要指導者・要観察者健康診断	0人	県
		特殊業務従事者健康診断	272人	県
		情報機器作業従事者健康診断	609人	県
		人間ドック検診	3,048人	県・共
		婦人科検診(乳がん)	154人	県
		婦人科検診(子宮がん)	165人	県
		胃部検診	274人	県
		大腸がん検診	375人	県
		腹部超音波検診	381人	県
		退職予定者検診	139人	県・共
		健康相談・指導	694人	県
	歯周病検診	96人	共	
	メンタルヘルスケアの実施	精神保健相談	2,751人	県
メンタルヘルス研修会の開催(年1回)		168人	県	
元気回復事業の実施	スポーツレクリエーション大会	140人	県	
福利厚生施設の整備・利用促進	職員駐車場の管理・運営(教育・警察部門含む)	—	県	
	職員厚生棟の管理・運営(教育・警察部門含む)	—	県	
	庁内保育所の管理・運営	—	共	
教育部門	ライフプラン確立の支援	ライフプラン講習会の開催(年3回開催)	186人	県・共・互
	各種健康診断の実施	定期健康診断	3,041人	県
		特定年齢健康診断	161人	県
		情報機器作業従事者健康診断	462人	県
		B・C型肝炎検査	0人	県
		人間ドック健診	16,384人	県・共・互
		胃部検診	842人	県
		大腸がん検診	53人	県
	60歳総合健診	563人	県・共・互	
	メンタルケアの実施	精神保健等相談	407人	県
		メンタルヘルス講演会の開催	14,955人	県・共
		メンタルヘルスガイドブック等の配付	1,245人	県
		教育庁等職員ストレスチェック事業	8,677人	県

警察部門	ライフサイクルプラン確立の支援	ライフサイクルプラン研修会（55歳：1回）	51人	県・共・互
		ライフサイクルプラン研修会（初任補修科、新婚、35歳、45歳対象：3回）	571人	県・共・互
	健康保持・増進の支援	生活習慣改善等セミナー	574人	県・共
	各種健康診断の実施	定期健康診断	3,152人	県・共
		人間ドック	2,193人	県・共・互
		脳ドック	60人	県・共・互
		深夜業従事者健康診断	2,868人	県
		特殊業務従事者健康診断（水難救助部隊員等）	306人	県
		胃がん検診	431人	県
	メンタルヘルスケアの実施	大腸がん検診	809人	県
		メンタルヘルス教養	424人	県・共
	健康相談等	部外カウンセリング	27人	県
		健康相談（健康管理医）	1,249人	県
		健康相談・保健栄養指導（保健師）	1,485人	県

※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※3 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

（注）県が実施主体となっている各種事業について報告願います。

## （2）公務災害認定件数（令和6年度）

### 職種別認定件数及び災害発生率

区 分	認定件数	発生率（件／千人）
一般部門	34	5.07
教育部門	103	4.67
警察部門	90	16.53
合 計	227	6.64

※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※3 警察部門は、警察本部、警察署などに勤務する職員をいいます。

第2 地方公務員法第58条の2第2項の規定による茨城県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

ア 試験の実施状況

(ア) 大学卒業程度試験

a 期 日

(早期日程)

第1次試験 令和6年4月 2日～16日

第2次試験 令和6年5月12日～27日 (事務 (知事部局等B))

令和6年5月15日～5月31日、6月16日 (上記以外の職種)

(従来日程)

第1次試験 令和6年6月16日

第2次試験 令和6年7月 8日～8月1日

(秋冬期日程)

第1次試験 令和6年12月8日

第2次試験 令和7年 1月8日～21日

b 試験結果

職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)	
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)		
早期日程	事務 (知事部局等B)	15	213	205	62	45	20	10.3
	電気 (知事部局等)	2	4	4	4	3	1	4.0
	機 械	3	10	10	10	7	4	2.5
	土 木 A	23	45	42	38	27	22	1.9
	建 築	3	8	7	4	3	3	2.3
	化 学	6	24	24	24	15	8	3.0
	薬 剤 師	3	17	16	15	13	4	4.0
	農 業	18	43	42	37	30	24	1.8
	農 業 土 木	2	10	8	8	5	2	4.0
	畜 産	3	10	9	8	6	4	2.3
	林 業	6	12	11	8	8	5	2.2
	水 産	4	21	21	20	14	5	4.2
従来日程	事務 (知事部局等A)	73	385	283	208	193	95	3.0
	事務 (警察本部)	10	42	27	19	18	10	2.7
	電気 (警察本部)	1	3	1	1	1	0	-
	管理栄養士	1	15	9	4	4	2	4.5
	福 祉	4	28	20	10	9	5	4.0
	心 理	2	8	6	6	3	3	2.0
秋冬期日程	土 木 B	14	62	54	31	27	18	3.0
	計	193	960	799	517	431	235	3.4

(イ) 高校卒業程度試験

a 期 日

(事務)

第1次試験 令和6年9月29日

第2次試験 令和6年10月15日～30日

(その他の職種)

筆記試験 令和6年9月29日

適性検査及び個別面接 令和6年10月1日～2日

b 試験結果

職 種		採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)	
			応募人 員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)		
県 職 員	事務	知事部局等	30	146	139	111	99	56	2.5
		警察本部	7	36	34	25	22	13	2.6
	機 械		1	0	-	-	-	-	-
	士 木		7	14	12	-	-	7	1.7
	農 業		1	5	3	-	-	2	1.5
	小 計		46	201	188	136	121	78	2.4
小職 中学校 校員	事 務		22	76	70	66	63	32	2.2
合 計			68	277	258	202	184	110	2.3

(ウ) 特別試験（大学卒業程度試験・高校卒業程度試験）

a 期 日

第1次試験 令和6年12月8日

第2次試験 令和7年1月8日～21日

b 試験結果

試験区分	職 種	採用予定 人員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)
			応募人 員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
大学卒業 程度	建 築	2	4	3	3	2	2	1.5
	化 学	2	5	5	4	4	1	5.0
	薬 剤 師	1	0	-	-	-	-	-
	農業土木	2	1	1	1	1	1	1.0
	林 業	2	3	1	0	-	-	-
高校卒業 程度	農業土木	1	3	2	2	2	2	1.0
合 計		10	16	12	10	9	6	2.0

(エ) 警察官採用試験（一般：警察官A、警察官B、職務経験者：警察官A、警察官B（第1回））

a 期 日

(一般)

第1次試験 令和6年5月12日

第2次試験 令和6年6月1日～2日、7月1日～5日

(職務経験)

第1次試験 令和6年4月27日

第2次試験 令和6年6月1日～2日、7月1日～5日

b 試験結果

試験区分	採用予定 人員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)	
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)		
一般	男性A	36	200	160	122	103	59	2.7
	女性A	15	43	34	26	22	16	2.1
	計	51	243	194	148	125	75	2.6
	男性B	6	75	55	33	25	10	5.5
	女性B	2	21	13	7	7	3	4.3
	計	8	96	68	40	32	13	5.2
職務経験	男性A	5	27	21	13	11	5	4.2
	女性A	3	5	4	3	3	1	4.0
	計	8	32	25	16	14	6	4.2
	男性B	4	29	19	7	7	4	4.8
	女性B	2	5	4	2	2	1	4.0
	計	6	34	23	9	9	5	4.6

(オ) 警察官採用試験（一般：警察官A、警察官B、職務経験者：警察官A、警察官B（第2回））

a 期 日

(一般)

第1次試験 令和6年9月22日

第2次試験 令和6年10月12日～13日、11月11日～14日

(職務経験)

第1次試験 令和6年9月14日

第2次試験 令和6年10月12日～13日、11月11日～14日

b 試験結果

試験区分	採用予定 人員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)	
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)		
一般	男性A	9	87	54	32	29	13	4.2
	女性A	4	23	9	6	5	2	4.5
	計	13	110	63	38	34	15	4.2
	男性B	24	156	121	71	64	30	4.0
	女性B	10	65	47	33	29	17	2.8
	計	34	221	168	104	93	47	3.6
職務経験	男性A	4	29	17	6	5	3	5.7
	女性A	2	5	0	-	-	-	-
	計	6	34	17	6	5	3	5.7
	男性B	4	28	23	8	6	2	11.5
	女性B	2	2	1	0	-	-	-
	計	6	30	24	8	6	2	12.0

(2) 選考

ア 社会人経験者採用選考

(7)期 日 第1次選考 令和6年9月8日、22日(第1回)

令和6年12月8日(第2回)

第2次選考 令和6年10月26日~27日、令和6年11月9日~10日(第1回)

令和7年1月12日(第2回)

※獣医師採用選考は、6月9日(1回目)、9月15日(2回目)、  
11月17日(3回目)

(イ)選考結果

職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次選考			第2次選考		競争率 (A)/(B) (倍)
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
事務(知事部局等)	10	171	152	36	35	13	11.7
事務(警察本部)	1	15	15	5	5	2	7.5
事務(IT) (警察本部)	1	8	8	6	5	2	4.0
農 業	2	6	3	2	2	2	1.5
畜 産	1	4	4	3	3	2	2.0
福 祉	2	25	22	12	12	3	7.3
心 理	2	7	6	4	4	1	6.0
電気(第2回)	3	5	3	2	2	2	1.5
電気(警察本部)(第2回)	1	1	0	-	-	-	-
機械(第2回)	2	5	5	5	5	3	1.7
土木(第2回)	3	0	-	-	-	-	-
農業土木(第2回)	2	1	1	1	1	1	1.0
林業(第2回)	1	0	-	-	-	-	-
獣医師(1回目)	3	3	2	-	-	1	2.0
獣医師(2回目)	2	2	1	-	-	0	-
獣医師(3回目)	2	1	1	-	-	1	1.0
獣医師(4回目)	1	0	-	-	-	-	-
計	39	254	223	76	74	33	6.8

イ 障害者を対象とした採用選考

(7)期 日 第1次選考 令和6年11月3日

第2次選考 令和6年12月1日

(イ)選考結果

職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次選考			第2次選考		競争率 (A)/(B) (倍)
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
事務(知事部局等)	2	49	38	20	19	2	19.0
事務(警察本部)	1	7	5	1	1	2	2.5
小中学校事務	1	12	10	2	2	1	10.0
計	4	68	53	23	22	5	10.6

ウ その他の選考

		人員 (人)	内 容
知事部局	部 長 級	3	事務 1、土木 1、医師 1
	課 長 級	-	
	課 長 補 佐 級	4	事務 3、農業 1
	係 長 級	13	事務 2、機械 3、電気 2、土木 1、農業 1、農業土木 1、福祉 1、職業訓練指導員 (情報系) 2
	主任・主事・技師級	15	事務 1、土木 1、獣医師 11、職業訓練指導員 (情報系) 1、ソーシャルワーカー 1
	小 計	35	
教育委員会	課 長 級	2	事務 2
	課 長 補 佐 級	17	事務 13、文化財主事 4
	係 長 級	3	事務 1、文化財主事 2
	主任・主事・技師級	2	司書 1、学芸員 1
		小 計	24
警察本部	警 視	7	
	警 部	6	
	警 補	3	
	巡 査 部	3	
	巡 査 長	-	
	巡 査 長	1	
	課 長 補 佐	-	
	係 長	5	事務 3、事務 (IT) 1、電気 1
	主任・主事・技師級	2	航空整備士 2
		小 計	27
病院局	部 長 級	-	
	課 長 級	1	医師 1
	課 長 補 佐 級	-	
	係 長 級	9	医師 9
	主任・主事・技師級	1	医療事務 (医事担当) 1
	小 計	11	
	合 計	97	

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和6年10月8日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し職員の給与等について報告し、併せて、給与の改定について勧告した。その要旨は、次のとおりである。

(1) 民間給与との比較

ア 月例給 (令和6年4月の公民較差)

民 間 (A)	職 員 (B)	較 差 (A-B)
385,914 円	376,038 円	9,876 円 (2.63%)

イ ボーナス (支給月数)

民 間 (A)	職 員 (B)	差 (A-B)

4. 61 月	4. 50 月	0. 11 月
---------	---------	---------

(2) 給与等の報告・勧告の内容

ア 職員の給与

(ア) 公民較差等に基づく給与改定

a 給料表

- ・ 行政職給料表は、若年層に特に重点を置き、全級全号給の給料月額を引上げ（引上げ額：26,300 円から 3,300 円）、大卒初任給を 23,200 円、高卒初任給を 23,600 円引上げ（給与制度のアップデートの先行実施）
- ・ その他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に給料月額を引上げ

b 初任給調整手当

医師及び医師である大学教員の初任給調整手当の支給限度額を国に準じて引上げ

c 寒冷地手当

支給月額を人事院勧告に準じて引上げ

d ボーナス

ボーナスの支給月数の引上げ（4.50 月→4.60 月：0.10 月分）

引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

(イ) 給料の調整額及び特殊勤務手当の見直し

勤務環境の変化等を考慮し、早急に見直しが必要

(ウ) その他

教員の処遇改善について、今後の国の検討状況を注視していく必要

イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

(ア) 給料表及び昇給制度の見直し

a 給料表及び昇給制度

人事院勧告に準ずることを基本として、本県における管理職員の給与制度見直しに向けた試行の実施状況等を踏まえ、以下のとおり見直し

(a) 行政職給料表

① 係員級～課長補佐級（1 級～6 級）

人事院勧告に準ずることを基本として改定

② 課長相当級、正課長級（7 級）

- ・ 人事院勧告に準ずることを基本としつつ、7 級を、課長相当級が使用する 7 級と正課長級が使用する特 7 級に分割
- ・ 特 7 級については、号給を 4 号給構成に大きくくり化
- ・ 正課長級は、勤務成績が特に優秀な場合に限り昇給するよう見直し

③ 次長級～部長級（8 級、9 級）

- ・ 人事院勧告に準ずることを基本として、号給を 4 号給構成にさらに大きくくり化
- ・ 9 級は、部長級のみが使用する職務の級に見直すことが必要
- ・ 勤務成績が特に優秀な場合に限り昇給するよう見直し

(b) 行政職給料表以外の給料表

人事院勧告に準ずることを基本として改定

(イ) 地域手当の見直し

- ・ 引き続き、中核的な市等を含め全県を一律の支給地域として同一割合の手当を支給
- ・ 県内に勤務する職員の見直し後の支給割合については、国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合及び賃金構造基本統計調査による過去 10 年間の県の平均賃金指数の動向等を考慮し、引き続き 6%に設定
- ・ 県外公署等に勤務する職員については、引き続き、国に準じて地域手当を支給

- (ウ) 扶養手当の見直し  
人事院勧告に準じて、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を上げ  
(1人につき10,000円→13,000円(+3,000円))
- (エ) 通勤手当の見直し
  - ・ 国に準ずることを基本方向として、本県の実情等を踏まえ所要の改正
  - ・ 1箇月当たりの交通機関等に係る手当額、交通用具に係る手当額及び新幹線鉄道等に係る手当額を合算した支給限度額を150,000円とするよう見直し
- (オ) 単身赴任手当の見直し  
国に準じて、採用時から手当支給が可能となるよう見直し
- (カ) 管理職員特別勤務手当の見直し  
国に準ずることを基本として、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当について以下のとおり改正
  - ・ 支給対象時間帯を、午後10時から午前5時までに拡大(現行：午前0時から午前5時まで)
  - ・ 支給対象職員に、医療大学の学長、特定任期付職員及び任期付研究員(招へい型)を追加
- (キ) 特別給(ボーナス)
  - a 勤勉手当の成績率  
国に準じて、成績率の上限を上げ(平均支給月数の2倍→3倍)
  - b 特定任期付職員のボーナス制度  
人事院勧告に準じて、業績手当を廃止し、期末手当と勤勉手当からなる構成に見直し
- (ク) 定年前再任用短時間勤務職員等の給与  
人事院勧告に準ずることを基本として、地域手当(医師特例)、住居手当、寒冷地手当、特  
地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を新たに支給
- (ケ) その他の見直し  
地域手当について、国における見直し期間の短縮の動きや支給割合の差の在り方の検討状  
況を注視していく必要
- (コ) 実施時期等
  - ・ 令和7年4月1日から実施
  - ・ 扶養手当の見直しについては、2年をかけて段階的に実施

## ウ 公務の運営

- (ア) 多様で有為な人材の確保
  - a 採用試験制度の見直し等  
採用試験の不断の見直しを行いながら、本県採用試験の受験者を確保していくことが必  
要
  - b 公務の魅力発信  
任命権者と連携して、本県の仕事内容や勤務環境の魅力を伝えるための広報活動を強化  
していくことが必要
  - c 社会人経験者の採用  
民間企業等から多様な経験や専門性を有する人材を誘致するとともに、それらの職員の  
円滑な職場適応等に向けたきめ細やかな支援策が必要
  - d 障害者雇用の推進  
法定雇用率の段階的上げが進む中、引き続き障害者が働きやすい環境整備に取り組む  
ことが必要
- (イ) 人材の育成・活用
  - a 人材の育成  
多様な研修や主体的な学びの機会の提供等を通じて、時代の要請に応えた人材育成に引  
き続き取り組むことが必要

- b 能力・実績に基づく人事管理の推進  
勤務成績をより直接的に給与に反映させる制度改革が進む中、その根拠となる人事評価が公正かつ納得性の高いものとなるよう努めることが必要
- c 女性の採用及び登用の促進  
組織の能力を十分引き出すため、女性受験者の確保のための取り組みや、女性職員の積極的な登用に引き続き取り組むことが必要
- (ウ) 勤務環境の整備
  - a 時代に即した働き方の推進等
    - (a) 柔軟な働き方への対応  
既存制度の利用状況の検証等を行いつつ、更なる制度の整備・検討と一層の利用促進を図ることが必要
    - (b) 兼業制度の見直しの検討  
引き続き、国の状況を注視していくことが必要
  - b 仕事と生活の両立支援  
引き続き、育児休業について周知、啓発等に取り組むとともに、休暇の拡充等について、国の動向を注視しつつ、所要の準備を行うことが必要
  - c 長時間労働の是正等  
引き続き、業務量に応じた適切な体制を維持しつつ、各職場において時間外勤務の縮減が必要
  - d 健康づくりの推進  
引き続き、職員の健康づくりの推進が必要
  - e ハラスメント防止対策  
職員の勤務意欲の向上、心身の健康及び良好な勤務環境の実現のため、引き続きハラスメントの防止等の取組を進めることが必要
- (エ) 公務員倫理等の徹底  
県民の信頼に応えるべく、誠実かつ公正に職務を執行するよう、公務員倫理等の更なる徹底を図ることが必要

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況  
令和6年度は、係属案件無し

4 職員に対する不利益処分についての審査請求の状況  
懲戒停職処分取消請求事件

ア 申立年月日 令和6年1月23日

イ 請求人 市立中学校校長

ウ 処分の内容 懲戒停職処分を受けた。

エ 処理状況 令和6年11月19日 処分修正